

○旧過疎地域活性化特別措置法による公共下水道に関する工事の完了……………

○右 同……………

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………

(経営振興課) ……五

○土地改良区の定款変更の認可……………

(農村整備課) ……五

○土地改良事業の工事の完了……………

出先機関

(水産事務所) ……七

公 告

告 示

## 青森県告示第二百一號

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 公共下水道の名称  
佐井村特定環境保全公共下水道
  - 二 工事の区間  
幹線管渠
  - 三 工事の内容  
幹線管渠
  - 四 管路設備工事
- 下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目五四の四地先から同大字字大佐井十地先まで

# 青森県報

## 第一千九号

平成十四年四月十五日（月曜日）

告 示

四 工事の完了の日  
平成十三年十二月二十七日

**青森県告示第二百三号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第一条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木村守男

一 公共下水道の名称  
市浦村特定環境保全公共下水道  
二 工事の区間  
幹線管渠<sup>(きせんかんきょ)</sup>  
北津軽郡市浦村大字相内字相内八一の三八九地先から同大字字吉野一五の三二六地先まで

三 工事の内容

幹線管渠<sup>(きせんかんきょ)</sup>

四 工事の完了の日  
平成十四年三月二十二日

**青森県告示第二百四号**

成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木村守男

一 公共下水道の名称  
脇野沢村特定環境保全公共下水道  
二 工事の区間及び区域  
1 幹線管渠<sup>(きせんかんきょ)</sup>  
下北郡脇野沢村大字脇野沢字辰内一五の一地先から同大字字本村一三七地先まで

2 終末処理場  
下北郡脇野沢村大字脇野沢字辰内一六の一六四地内

3 工事の内容  
1 幹線管渠<sup>(きせんかんきょ)</sup>  
管路設備工事

2 終末処理場  
処理設備工事

4 工事の完了の日  
平成十四年三月二十五日

**青森県告示第二百五号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木村守男

三厩村特定環境保全公共下水道  
二 工事の区間及び区域

## 一 公共下水道の名称

平館村特定環境保全公共下水道

## 二 工事の区間及び区域

## 1 幹線管渠

東津軽郡平館村大字根岸字湯ノ沢一の六地先から同村大字平館字田ノ沢四の一地先まで

## 2 終末処理場

東津軽郡平館村大字石崎字弥藏釜四一及び四七の一地内

## 3 工事の内容

## 1 幹線管渠

管路設備工事

## 2 終末処理場

処理設備工事

## 4 工事の完了の日

平成十四年三月二十七日

## 青森県告示第二百六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木村守男

## 一 公共下水道の名称

岩崎村特定環境保全公共下水道

## 二 工事の区間及び区域

平成十四年四月十五日

## 一 公共下水道の名称

青森県知事 木村守男

三厩村特定環境保全公共下水道  
二 工事の区間及び区域

## 1 幹線管渠

東津軽郡三厩村字東町二四九及び二五〇の一地内

## 3 工事の内容

## 1 幹線管渠

管路設備工事

## 2 終末処理場

処理設備工事

## 4 工事の完了の日

平成十四年三月二十八日

## 青森県告示第二百七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木村守男

## 一 公共下水道の名称

西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原二〇一地先から同大字字浜野一〇六地先まで

## 二 工事の区間及び区域

平成十四年四月十五日

## 一 公共下水道の名称

青森県知事 木村守男

三厩村特定環境保全公共下水道  
二 工事の区間及び区域

## 1 幹線管渠

東津軽郡三厩村字東町六五地先から同村字本町一三五地先まで

## 3 工事の内容

## 1 幹線管渠

管路設備工事

## 2 終末処理場

処理設備工事

## 4 工事の完了の日

平成十四年三月二十八日

## 青森県告示第二百七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木村守男

## 一 公共下水道の名称

西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原二〇一地先から同大字字浜野一〇六地先まで

## 二 工事の区間及び区域

平成十四年四月十五日

## 一 公共下水道の名称

西津軽郡岩崎村大字岩崎字平館一の一地内

三 工事の内容

1 幹線管渠

管路設備工事

2 終末処理場

処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十四年三月二十八日

青森県告示第二百八号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 公共下水道の名称

車力村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

西津軽郡車力村大字豊富字千貫一〇九の三地先から同村大字富范字屏風山一の

2 終末処理場

西津軽郡車力村大字富范字三室六二地内

三 工事の内容

1 幹線管渠

管路設備工事

四 工事の完了の日

平成十四年三月二十八日

青森県告示第二百九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 公共下水道の名称

碇ヶ関村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間

幹線管渠

南津軽郡碇ヶ関村大字碇ヶ関字高田一〇の三地先から同大字字山神堂八九の六地

先まで

三 工事の内容

幹線管渠

管路設備工事

四 工事の完了の日

平成十四年三月二十八日

青森県告示第二百十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第

十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木村守男

一 公共下水道の名称  
川内町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間  
幹線管渠<sup>きんかん</sup>

下北郡川内町大字川内字川内四一三地先から同大字字休所五の三一地先まで

三 工事の内容  
幹線管渠<sup>きんかん</sup>

四 工事の完了の日  
平成十四年三月二十八日

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公表する。

平成十四年四月十五日

一大規模小売店舗の名称及び所在地  
東青森駅構内商業施設

公 告

青森県知事 木村守男

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
日本貨物鉄道株式会社  
東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一  
代表取締役 伊藤直彦
- 三 意見の概要
- 当該届出店舗には周辺地域からかなりの自動車による来店客が予想されることから、周辺道路の交通渋滞や来店客等の交通安全に対する十分な配慮が必要である。届出書における来店客の駐車場への自動車の案内については、距離的・時間的に最短経路で移動したいという来店客の心理などから、案内経路どおり誘導できず、その際に店舗西側の跨線橋付近交差点において右折車両が増えると、渋滞等の交通問題が懸念される。
- したがって、
- 1 西側の入口①を搬出入車両専用にし、来店客が利用しないようによること。
  - 2 出店経路について、店舗西側の跨線橋に至る経路を避けるよう誘導すること。
  - 3 店舗西側の跨線橋付近交差点の右折を防ぐ方策を道路管理者等と協議すること。  
など、誘導経路を徹底させるような適切な交通対策を誠実に実行してください。
- 四 意見書の縦覧
- 1 場所  
青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所
  - 2 期間  
平成十四年四月十五日から同年五月十五日まで
  - 3 時間  
午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公表する。
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公表する。
- 平成十四年四月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン柏ショッピングセンター  
西津軽郡柏村大字稻盛字幾世四一

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ下町店  
弘前市大字新町一六七の一  
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一  
代表取締役社長 川戸義晴

- 三 意見の概要  
騒音予測地点No.4、No.5、No.6において、騒音レベルの最大値が騒音規制法の夜間基準を超えている。

特に、店舗周辺は第一種住居地域であり、生活環境には配慮が必要である。  
したがって、

- 1 午後九時以降は、住居側の出入口を閉鎖する。
- 2 午後九時以降は、住居に隣接した駐車列を利用制限する。

などの騒音対策について再度検討してください。

- 三 必要駐車台数の算出に關し、設定した各前提条件が想定どおりとならない場合も考慮され、それにより必要台数に影響することもあり得る。  
また、年末年始等における来客数の増大に伴い、駐車場が不足する心配もある。  
これらへの対応案として、補足説明資料において従業員駐車場の臨時の活用を明記しているが、周辺道路交通への影響を抑制するため、その実効性のある具体的な対応手順について明示してください。

#### 四 意見書の縦覧

1 場所 青森県商工観光労働部経営振興課及び柏村役場

2 期間 平成十四年四月十五日から同年五月十五日まで

3 時間 午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。  
午前八時三十分から午後四時四十五分まで

#### 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファル三戸店

三戸郡三戸町六日町四丁の一  
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ファル

岩手県盛岡市北松園四丁目二の一

代表取締役 中野省三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び三戸町役場

期間

平成十四年四月十五日から同年五月十五日まで

時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬南岸土地改良区の定款の変更を平成十四年四月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年四月十五日

青森県知事 木村守男

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百二十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった

ので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年四月十五日

土地改良事業の名称	十三年災農業用施設災害復旧事業 四一〇一	事業を行ふ者	東地方農林水産事務所長 山口忠久
事業を行ふ者	今別町	年工事完了日	平成四・三・二五

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十五円一錢	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人